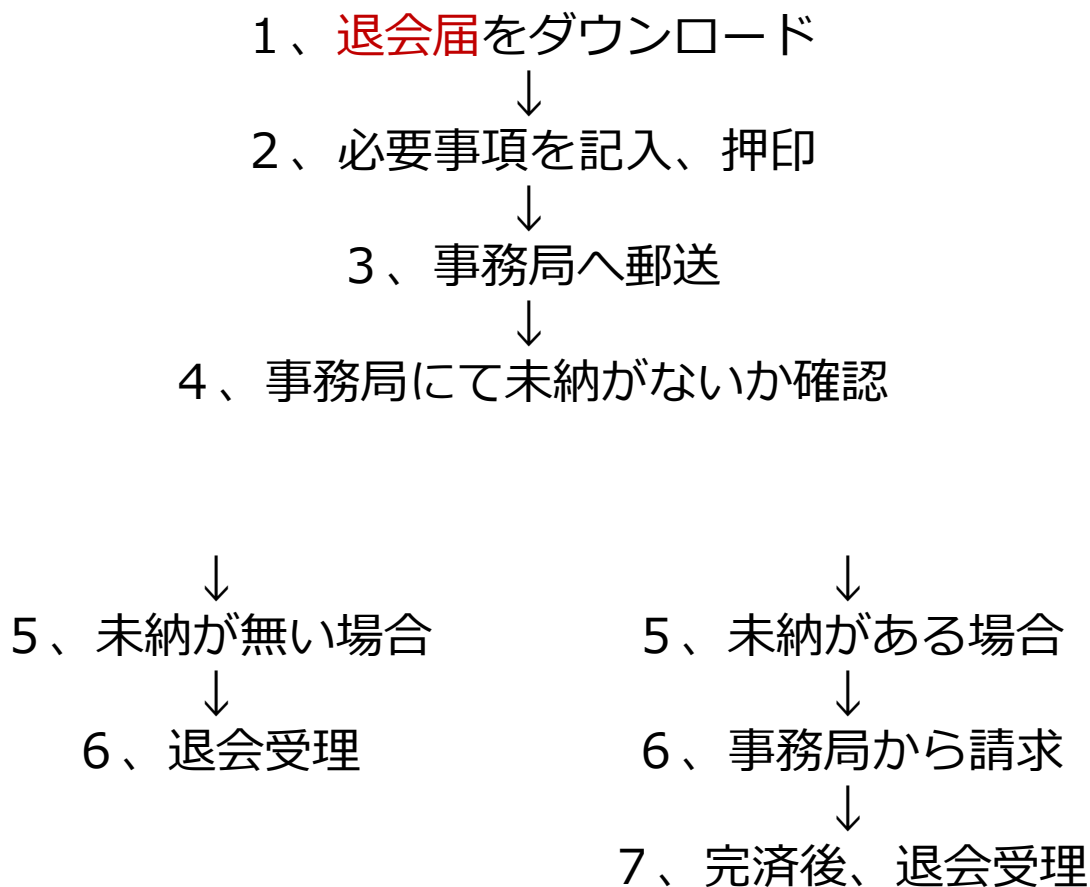


## ～退会手順のご案内～



### 注意事項

- ・退会届を提出された時点では退会となりません
- ・未納がある方は、速やかにお支払いください

### 参考

<定款施行細則：第3章会員（退会）>

第46条 定款第14条に定める退会届は、別紙2の通りとする。

2 別紙2に定める退会届には、記名・押印を必要とし、電磁的方法にではなく、郵送により届け出ることとする。